

事業報告書

第1期（自：2022年3月22日、至：2022年3月31日）

1 法人の状況に関する重要な事項（業務概要）

2021（令和3）年度の事業年度期間は、法人設立登記を完了した3月22日から3月31日までの10日間であった。

登記完了をもって初めて金融機関への法人名義口座の開設が可能となるなど、この10日間については、法人経営上の基盤整備が主な法人活動となっている。

例えば、法人経営の場となる当法人の主たる事務所についても、内装工事が3月28日に完了し供用が開始されたものである。また、執務上必須となる外部とのコミュニケーション手段についても、3月30日に行われたNTTによるフレッツ光工事によって、電話やファクシミリ、インターネット回線が開通し、本格的な事務執行が可能となった。

また、すでに準備段階から進めてきた法人の財政基盤を確立するための取り組みについて、この間には、公益財団法人信頼資本財団が行う共感助成の仕組みを使ったクラウドファンディング（寄附募集）や独立行政法人医療福祉機構（WAM）からの社会福祉振興助成事業の活用のための最終的な手続きを行った。新年度には、正式決定が受けられる見込みとなっている。

さらに、法人の知名度アップと区内関係団体や機関との連携ネットワークの構築のための足掛かりとして、法人設立記念講演会の開催を企画し、中野区及び中野区社会福祉協議会からの後援名義使用承認をえるための事前説明をおこなったほか、中野区町会連合会や中野区民生児童委員協議会等の事務局、中野区議会、各団体役員に対しても積極的な訪問説明を展開した。

2 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

法人業務の適正性の確保については、いまだ緒に就いたばかりではあるが、各種内部規定整備に係る事務局会議等を精力的に開催してきた。

理事の職務執行が法令等に適合し、また、効率的に行われることの確保では、理事会運営規程案や理事の職務権限に関する規程案について検討した。

このほか、法人としてのコンプライアンスの確保に関しては、個人情報保護に関する基本方針、個人情報の保護に関する規程並びに Web サイト等広報物運用管理規程等に関する案の検討も行ってきた。

また、法人が実施する各事業の適正性の確保の面では、法人後見業務などの実施要領案の検討のほか、法人外の第三者としての識者の視点も交えた事業運営のチェック機能として後見事務等運営委員会の設置規程案についても論議し、医師、弁護士、研究者等の人選にも着手したところである。